

# 目次

## 第1章 総則（第1条）

第1条（目的）	1
【参考1】札幌市火災予防条例について	
【参考2】火災予防条例準則・火災予防条例（例）について	

## 第2章 市民が主体的に行動するための基本的事項（第2条―第2条の3）

第2条（住宅における火災予防の推進）	7
【参考1】札幌市消防局マスコットキャラクター「リスキュー」について	
【参考2】感染症防止に配慮した自衛消防訓練等の実施方法（例）	
第2条の2（放火防止に向けた環境づくり）	13
【参考】放火及び失火の罪について	
第2条の3（火災時の助け合い）	18
【参考】「暮らしの火の用心協力隊」について	

## 第3章 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等

第3章（概要）	20
---------	----

### 第1節 火を使用する設備及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理の基準（第3条―第21条の2）

第3条（炉）	24
第3条の2（厨房設備）	63
【参考1】食品工場及び業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故の防止に係る注意事項	
【参考2】一酸化炭素（CO）中毒とは	
第3条の3（ふろがま）	91
第3条の4（温風暖房機）	97
第4条（ボイラー）	107
【参考】ボイラーと給湯湯沸設備	
第5条（ストーブ）	122
第6条（火を使用する設備に附属する煙突）	129
【参考1】建基法の煙突と条例の煙突について	
【参考2】「煙突」「排気筒」「給排気筒」について	
第7条（壁付暖炉、ペチカ及びオンドル）	153
第8条（乾燥設備）	161
第9条（サウナ設備）	166
【参考】東京都千代田区・有楽町ビル火災の概要	
第10条（くん製設備）	185
第11条（簡易湯沸設備）	187
第12条（給湯湯沸設備）	191

第12条の2（燃料電池発電設備）	201
第13条（掘ごたつ及びいろり）	210
第13条の2（ヒートポンプ冷暖房機）	212
第14条（火花を生ずる設備）	215
第14条の2（放電加工機）	218
第15条（変電設備）	223
第15条の2（急速充電設備）	232
【参考】「CHAdeMO（チャデモ）協議会」とは	
第16条（内燃機関を原動力とする発電設備）	240
第17条（蓄電池設備）	251
第18条（ネオン管灯設備）	261
【参考】人体に電流が流れたときの影響	
第19条（舞台装置等の電気設備）	265
第20条（避雷設備）	268
第21条（水素ガスを充てんする気球）	270
第21条の2（基準の特例）	274

## 第2節 火を使用する器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いの基準（第22条―第26条の2）

第22条（液体燃料を使用する器具）	275
【参考】感染症予防に係る飛まつ感染防止を目的としたビニールシートについて	
第23条（固体燃料を使用する器具）	284
第24条（気体燃料を使用する器具）	286
第25条（電気を熱源とする器具）	295
第26条（使用に際し火災の発生のおそれのある器具）	301
第26条の2（基準の特例）	303

## 第3節 火の使用に関する制限等（第27条―第33条）

第27条（喫煙等）	304
第28条 削除	329
第29条（たき火）	330
【参考】ごみの焼却について	
第30条（空き地及び空き家の管理）	332
【参考】札幌市の空き家対策等	
第31条（がん具用煙火）	336
第32条（化学実験室等）	338
第33条（作業中の防火管理）	339
【参考】防災物品、防災製品について	

## 第4節 火災に関する警報の発令中における火の使用の制限（第34条）

第34条（火災に関する警報が発令中における火の使用の制限）	344
-------------------------------	-----

## 第3章の2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第34条の2－第34条の6）

第34条の2（住宅用防災機器）	347
【参考1】訪問販売利用時の留意点	
【参考2】住宅火災警報器の作動によって被害が抑えられた事例（奏功事例）	
第34条の3（住宅用防災警報器の設置及び維持に関する基準）	353
第34条の4（住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準）	362
第34条の5（設置の免除）	365
第34条の6（基準の特例）	368

## 第4章 指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等

第4章（概要）	370
【参考】札幌市火災予防条例別表第5	

### 第1節 指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第35条－第38条）

第35条（指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準）	388
第36条（指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）	392
第36条の2（指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いのすべてに共通する技術上の基準等）	393
第36条の3（指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋外において貯蔵し、又は取り扱う場合の技術上の基準等）	405
第36条の3の2（指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準）	408
第36条の4（指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの技術上の基準等）	412
第36条の5（指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う地下タンクの技術上の基準等）	419
第36条の6（指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクの技術上の基準等）	425
第37条（指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の類ごとの貯蔵及び取扱いの技術上の基準）	438
第37条の2（維持管理）	441
第37条の3（適用除外）	442
第38条（品名又は指定数量を異にする危険物）	445

### 第2節 指定可燃物等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等（第39条－第40条の2）

第39条（可燃性液体類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）	446
第40条（綿花類等の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等）	451
第40条の2（危険要因の把握及び必要な措置）	458

### 第3節 基準の特例（第40条の3）

第40条の3（基準の特例）	459
---------------	-----

## 第5章 消防用設備等の技術上の基準の付加（第41条―第55条）

第41条（消火器に関する基準）	462
第42条 削除	466
第43条（屋内消火栓設備に関する基準）	467
第44条（スプリンクラー設備に関する基準）	469
第45条（水噴霧消火設備等に関する基準）	472
【参考】水噴霧消火設備等に係る事故及び事故防止対策	
第46条（屋外消火栓設備に関する基準）	475
第47条（自動火災報知設備に関する基準）	476
第48条 削除	480
第49条（避難器具に関する基準）	481
第50条（避難用タラップに関する基準）	482
第51条（誘導灯に関する基準）	484
第52条（消防用水に関する基準）	486
第53条（連結送水管に関する基準）	487
第54条（非常コンセント設備に関する基準）	489
第55条（基準の特例）	490

## 第6章 防火管理及び防災管理並びに避難管理（第56条―第63条の2）

第56条（防火管理教育担当者の選任等）	492
【参考1】防火対象物等の「管理について権原を有する者」（管理権原者） について	
【参考2】「管理について権原を有する者」と「関係者で権原を有するもの」 の違い	
第56条の2（防災管理教育担当者の選任等）	499
第57条（劇場等の屋内の客席）	501
第57条の2（劇場等の屋外の客席）	505
第57条の3（基準の特例）	507
第58条（キャバレー等の避難通路）	514
第58条の2（ディスコ等の避難管理）	516
第58条の3（個室型店舗の避難管理）	517
【参考】大阪市・個室ビデオ店火災の概要	
第59条（百貨店等の避難通路等）	522
第59条の2（避難経路図の掲示等）	527

第60条（劇場等の定員）	529
第61条（避難施設の管理）	530
第62条（準用）	532
第63条（防火設備の管理）	533
第63条の2（避難口のとびら等の表示）	534

## 第6章の2 屋外催しに係る防火管理（第63条の3－第63条の4）

第63条の3（指定催しの指定）	535
【参考】京都府福知山市花火大会火災の概要	
第63条の4（屋外催しに係る防火管理）	539

## 第7章 雑則（第64条－第73条）

第64条（防火対象物の使用開始の届出等）	542
第65条 削除	547
第66条（火を使用する設備等の設置の届出）	548
第67条（火災と紛らわしい煙等を発するおそれのある行為等の届出）	552
【参考】火薬類取締法・火薬類取締法施行規則（抜粋）	
第67条の2（指定洞道等の届出）	562
【参考】東京都世田谷区・洞道火災の概要	
第68条（ストーブ又は煙突の取付掃除業者の届出）	566
第69条（消防設備業の届出）	567
第70条（火を使用する設備、器具等の製造及び整備業の届出）	568
第71条（指定数量未満の危険物等の貯蔵及び取扱いの届出等）	570
第71条の2（危険物確認試験）	573
第72条（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）	576
第73条（委任）	579

## 第8章 罰則（第74条、第75条）

第74条（罰則）	580
第75条	583

## 関係資料

対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準（平成14年消防庁告示第1号）	588
不燃材料を定める件（平成12年建設省告示第1400号）	590
準不燃材料を定める件（平成12年建設省告示第1401号）	591
難燃材料を定める件（平成12年建設省告示第1402号）	591
防火設備の構造方法を定める件（平成12年建設省告示1360号）	592
特定防火設備の構造方法を定める件（平成12年建設省告示第1369号）	593
建築基準法施行令第112条第16項の規定に基づく風道の耐火構造等の防火区画を貫通する部分等にダンパーを設けないことにつき防火上支障がないと認める	

場合（昭和49年建設省告示第1579号）	594
換気設備の構造方法を定める件（昭和45年建設省告示第1826号）	595
耐火構造・準耐火構造・防火構造の構造例	599
ホームタンク技術基準（平成17年9月全部改正）	614
「指定可燃物」について	626
札幌市火災予防条例の改正経過	629
昭和26年札幌市条例第48号・〔廃止制定〕札幌市火災予防条例	669
昭和37年札幌市条例第31号・〔全部改正〕札幌市火災予防条例	689
昭和48年札幌市条例第34号・〔全部改正〕札幌市火災予防条例	710

※ 次の告示は、第6条【解説】に掲載

- ・ 建築基準法施行令第115条第1項第1号から第3号までの規定を適用しないことにつき防火上支障がない煙突の基準を定める件（昭和56年建設省告示第1098号）
- ・ 煙突の上又は周囲にたまるほこりを煙突内の廃ガスその他の生成物の熱により燃焼させない煙突の小屋裏、天井裏、床裏等にある部分の構造方法を定める件（平成16年国土交通省告示第1068号）